

名稱

果斷ハ、又決斷トモ稱ス、事ニ臨ミテ惑ハズ、直チニ之ヲ處決スルヲ謂フナリ、我邦果斷ヲ以テ稱セラル、モノ、古來其人ニ乏シカラズ、今其著キモノヲ採テ此篇ヲ爲ル、

〔書言字考節用集九言辭〕決斷クツダ

〔神皇正統記後醍醐〕およそ政道といふことは、所々にあるしはべれど、正直慈悲を本として、決斷のちからあるべきなり、これ天照大神のあきらかなる御をしへなり、決斷といふにとりて、あまたの道あり、一には、その人をえらびて官に任ず、その人ある時は君は垂拱してまします、されば本朝にも異朝にも、これを治世の本とす、二つには國郡をわたくしにせず、わかつところかならずその理のまゝにす、三つには、功あるをばかならず賞し、罪あるをばかならず罰す、これ善をすすめ、惡をこらす道なり、これに一つもたがふを亂政とはいへり、

果斷例

〔日本書紀四綏靖〕神淳名川耳天皇、神日本磐余彥天皇神第三子也、中至四十八歲、神日本磐余彥

天皇崩時、神淳名川耳尊、孝性純深、悲慕無已、特留心於哀葬之事焉、其庶兄手研耳命、行年已長、久歷朝機、故亦委事而親之、然其王立操厝懷、本乖仁義、遂以諒闇之際、威福自由、苞藏禍心、圖害二弟、于時也、太歲己卯十一月、神淳名川耳尊與兄神八井耳命、陰知其志而善防之、至於山陵事畢、乃使弓部稚彥造弓、倭鍛部天津真浦造真麿、鑢矢部作箭、及弓矢既成、神淳名川耳尊欲以射殺手研耳命、會有手研耳尊於片丘大窰中獨臥于大牀時、神淳名川耳尊謂神八井命曰、今適其時也、夫言貴密、事宜慎、故我之陰謀本無預者、今日之事唯吾與爾自行之耳、吾當先開窰戶、爾其射之、因相隨進入、神淳名川耳尊突開其戶、神八井耳尊則手脚戰慄、不能放矢、時神淳名川耳尊掣取其兄所持弓矢、而射手研耳尊、一發中胷、再發中背、遂殺之、

〔日本書紀十五顯宗〕白髮天皇清二年十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、一云巡行郡縣適會縮見屯倉首縱賞新室、以夜繼晝、爾乃天皇謂兄億計王仁曰、避亂於斯、